◆重要なお知らせ「建設機械レンタル業者登録制度」~コロナウィルス対応について~

新型コロナウイルスに関しては3月28日に政府対策本部にて基本的対処方針が決定されました。特に首都圏においてはテレワーク、時差出勤、時短勤務などの対策を講じている会員企業様も多数ございます。業者登録申請手続きをされる会員企業様に弊害の無いよう当面の措置として、4月1日の申請受付開始後の受付完了メールの返信を3週間程度延長し4月21日以降とさせていただくこととしました。登録承認まで時間を要する事態となり大変ご迷惑をお掛けしますが何卒ご理解をいただけますようお願い申し上げます。

申請受付開始 4月1日 10:00~

⇒協会ホームページの「建設機械レンタル業者登録制度」のバナーをクリックし申請受付を 行ってください。

受付完了メール送信 4月21日より開始予定

⇒登録用 URL 及び ID・パスワードを送付しますので、登録用 URL から新規登録申請を行ってください。